

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、三豊市財田町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）猿児田地区）を行うことについて令和8年4月23日適当と決定した。

その関係書類を県のウェブサイトにおいて令和8年5月12日から同年6月1日まで縦覧に供する。

令和8年5月8日

香川県知事 池 田 豊 人